

報告案に対する意見

平成 17 年 12 月 14 日
経 済 産 業 省

1. 総論

投資家や投資商品等の特性に応じて柔構造化を図るという報告案の基本的考え方は、当省としても、我が国の金融・資本市場の発展、産業へのリスクマネー供給の拡大という観点から非常に重要と認識。投資家等の特性に応じた明確かつ柔軟なルールとすることにより、我が国市場ひいては経済活動の活性化を期待している。

2. 規制の明確化・柔軟化

投資サービス法により新たに様々な規制が追加されることから、一般の事業者にとって、法律の適用の明確性が担保されていることが極めて重要。とりわけ、事業型ファンドが規制対象に含まれるとのことから、通常の事業共同体や資金調達を行っての事業遂行に規制の疑義が生じないようにすることが必要。アマ向けファンドについても、流通性が低い商品の場合の公衆縦覧型開示規制の免除など、実態に応じた柔軟な規制とすることが求められる。

3. プロに対する規制の柔構造化

プロのみを対象とするファンドについては規制を相当程度簡素化するとされているが、その具体的内容については、プロの対象拡充の具体化・明確化に加え、プロからなるファンドの実態に応じ、新規参入の活性化とともに公正な競争の促進に資するものとする必要がある。

具体的には、プロ投資家を対象としたファンドについては、市場の規律を最大限活かすこととし、規制や監督については慎重であるべきであり、また、実態に照らして適格機関投資家の範囲を拡大するとともに、適格機関投資家になるための手続（届出と企業名の公衆縦覧）の規制緩和が必要である。

以 上